

## 令和4年 第3回農業委員会議事録

令和4年3月25日午前10時00分に第3回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 星 川 敬 夫	2 番 柳 橋 澄 子	3 番 小 関 金 也
4 番 大 崎 清 孝	5 番 高 橋 央	6 番 石 川 富 士 太 郎
7 番 笹 原 哲	8 番 小 松 栄 作	9 番 鈴 木 勲
10 番 沼 澤 克 己	11 番 西 塚 孝 也	12 番 鈴 木 藤 光
13 番 伊 勢 村 孝 之	14 番 齋 藤 吉 勝	15 番 後 藤 一 彦
16 番 星 川 礼 子	17 番 西 塚 喜 行	18 番 本 間 俊 悦
19 番 武 田 春 信		

遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 ( ) 番 ( ) 番 ( ) 番 ( )

《無断遅刻》

番 ( ) 番 ( ) 番 ( ) 番 ( )

《通告欠席》

10 番 (沼澤 克己) 番 ( ) 番 ( ) 番 ( )

《無断欠席》

番 ( ) 番 ( ) 番 ( ) 番 ( )

本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	岸 栄樹	事務局長補佐	田中 誠
事務局主事	小林 沢子	事務局主事	菅野 幹太

2. 本会議の会議件数は次のとおりである。

- |       |                            |
|-------|----------------------------|
| 報第 4号 | 農地法第18条第6項の規定による解約通知について   |
| 報第 5号 | 令和4年度尾花沢市農作業標準賃金について       |
| 議第 6号 | 農地法第3条の規定による許可申請について       |
| 議第 7号 | 尾花沢市農業振興地域整備計画の変更に係る協議について |
| 議第 8号 | 尾花沢市農用地利用集積計画について          |

## 令和4年 第3回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和4年第3回通常総会を3月25日（金）市役所大会議室において午前10時00分より開会した。

（岸局長）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（岸局長）

ご着席願います。10番 沼澤克己委員より欠席する旨連絡がございました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は18名であります。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

皆さん、おはようございます。長かった冬もようやく春めいてきまして、ここ2、3日暖かくなって雪解けも大分進んでいると思いますけれども、皆さん冬にあまり無理しなかった体を、いきなり無理しますとケガや病気の原因となりますので、十分体を慣らしてから農作業等に頑張ってくださいようをお願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。

（岸局長）

ありがとうございました。次に議長であります。尾花沢市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしく申し上げます。

（議 長）

只今より令和4年第3回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定

足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、11番西塚孝也委員、13番伊勢村孝之委員 以上の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長をして報告いたさせます。事務局長。

(岸局長)

命により、農業委員会事務処理報告をさせていただきます。次第書裏面をご覧ください。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。まず、はじめに、報第4号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、報第4号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」ご報告い

たします。議案書は1頁から3頁になります。案件は27件であり、貸人、借人、両者による合意解約です。No.1から23が相対契約の解約です。No.24から27はみちのく村山農協が間に入った農地利用集積円滑化事業関係の解約です。申請地、申請人、解約後の利用については資料のとおりです。以上で報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より報告がありました。この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第4号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に、報第5号「令和4年度尾花沢市農作業標準賃金について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

局長補佐。

(事務局 局長補佐)

それでは私より、報第5号「令和4年度尾花沢市農作業標準賃金について」ご報告させていただきます。議案書は4頁、5頁でございます。

3月15日に令和3年度尾花沢市農作業標準賃金策定協議会が開催されたところであります。当協議会は、農業委員会から鈴木会長、星川敬夫職務代理、本間農政専門委員長を、他に農作業受託農家代表、農作業委託農家代表、関係機関の方々を委員として委嘱しております。農作業標準賃金についてご協議いただき、決定された内容となっております。5頁の内容をご覧ください。

(賃金表により内容を説明)

算定の経過でございますが、指標としております、山形労働局労働基準監督署で示した山形県の最低賃金は、令和2年10月は3円の増でしたが、3年10月時点では、29円の上昇でございました。他に、電気代、水道代は据置きでしたが、燃料代については算定対象期間としている4月から10月の期間では、前年の同じ期間と比べて20円程の上昇となっております。これらを勘案しまして、令和4年度の農作業標準賃金は、令和3年度と比べまして一部を除き増額と策定協議会で決定しました。

また、今回は以前から検討しておりました、色彩選別についても協議を行い、決定しました。算定にあたっては色彩選別機及び付属設備の価格と作業時間の点から検討を行ったところです。摘要欄に1時間あたり15俵と記載しておりますが、これは標準的な処理速度としているものでございます。

なお、この標準賃金ですが、あくまでも基礎として提示するもので、最終的には農地の条件や作業内容等を含めて委託者と受託者との間で決定していただくものでございます。内容をご承認いただければ、4月1日市報お知らせ版に、先月承認されました令和3年の賃借料情報とともに掲載する予定です。以上、報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より報告がありました。ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第6号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に、議第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、11番西塚孝也委員の退席を求めます。

(11番 西塚委員 退席)

(議 長)

それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

議第6号「農地法第3条の規定による許可申請」は6頁からです。

所有権移転についてご説明いたします。案件は4件です。No.1の渡人は耕作不便のため、受人は経営規模拡大のための所有権移転です。No.2、3、4はその他贈与です。No.1からNo.4は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

次に賃貸借権の設定についてご説明します。案件は5件です。No.1から5の渡人は高齢

化による経営縮小のため、No. 6 の渡人は労力不足のためです。No. 7 から 13 の渡人は受人側の要望のためです。受人側は全て経営規模拡大のための設定です。No. 1 から No. 5 は農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

最後に、使用貸借権の設定についてご説明します。案件は 1 件です。No. 1 の渡人は農業廃止のため、受人側は経営規模拡大のための設定です。No. 1 は農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。これより議第 6 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。10 番西塚孝也委員の復席をお願いいたします。

(10 番 西塚委員 復席)

(議 長)

次に、議第 7 号「尾花沢市農業振興地域整備計画の変更に係る協議について」を上程いたします。それでは、現地調査第 3 班主任、西塚喜行委員の報告・説明を求めます。



( 1 7 番 西塚喜行委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありました。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第7号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。尚、この案件については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、尾花沢市長に対し、通知いたします。

次に、議第8号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、3番小関金也委員、5番高橋央委員、8番小松栄作委員、16番星川礼子委員の退席を求めます。

( 3 番 小関委員、 5 番 高橋委員、 8 番 小松委員、 1 6 番 星川委員 退席)

(議 長)

それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

小林主事。

(事務局 小林主事)

それでは、議第8号「尾花沢市農用地利用集積計画について」説明いたします。議案書19頁の農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。上段の表からになります。今回申請のありました計画面積は、賃貸借設定が2,284a、うち再設定が1373a、所有権移転は350aとなります。申請地は、すべて農振農用地区域です。転貸は6,069aとなり、計画面積合計は8,704aとなります。

隣に移りまして対象の土地になります。賃貸借設定は、田が2,154a、うち再設定は1,334a、畑は129aでうち再設定が38a、転貸は、田が5,886a、畑が182a、所有権移転は、田が171a、畑が179a、合計しますと田が8,212a、畑が491aです。

続いて、対象人数になります。賃貸借設定は、出し手32名、うち再設定20名、受け手26名、うち再設定が15名です。転貸は、出し手37名、受け手32名、所有権移転は、出し手4名、受け手4名、合計しますと、出し手が73名、受け手が62名です。

それでは次に、下段に移りまして期間別内訳になります。賃貸借設定は、3年から5年が24件で1,856a、6年から9年が1件56a、10年以上が7件で371aです。転貸は、10年以上が82件で6,069aです。

次に隣に移りまして、10a当たり借賃・対価です。賃貸借設定は、田の物納が20kgから120kg、現金が8千円から2万円、畑の現金が2千円～8千円です。転貸は、田が0円から1万5千円、畑が5千円から7千円です。所有権移転は、9万7千円から29万6千円、19万5千円です。

それでは頁移りまして、20頁からは個別状況です。No.1からNo.12までは新規の設定、21頁No.13からNo.32までは再設定、No.33から31頁No.114までは中間管理事業の転貸になります。32頁は所有権移転で、4件あります。

ただ今説明しました計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。慎重なる審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

ご質疑も無いようでありますので、終結いたします。これより議第8号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって本案は原案のとおり決しました。3番小関金也委員、5番高橋央委員、8番小松栄作委員、16番星川礼子委員の復席を求めます。

(3番 小関委員、5番 高橋委員、8番 小松委員、16番 星川委員 復席)

(議長)

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。これをもって、令和4年第3回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午前10時32分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和4年3月25日

尾花沢市農業委員会

議 長 \_\_\_\_\_

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_